

紀貫之「望月の駒」詠をめぐって

——貢馬儀礼と和歌解釈——

荒井洋樹

一、緒言

『九品和歌』において、藤原公任が上の中とした次の和歌は、紀貫之の代表作の一つと言つてよい。

八月こまむかへ

あふ坂の関のし水にかけみえて今やひくらんもち月の駒

(貫之集・二四)^①

この歌は、駒迎を詠んだ現存最古の和歌で、延喜六年に製作された月次屏風歌中の一首として詠作された。この屏風の題材の半数以上は、このとき新たに歌題となったものである。稿者は、延喜六年内裏月次屏風について、それぞれの歌題の背景を個別に精査し、光孝から醍醐にいたる新皇統の正統性の主張が通底していることを論じてきた^②。その背景には、元慶八年に陽成の退位を受け五十五歳の光孝が即位したことによる、皇統の変換があった^③。当該歌についても、同様の視座から再検討を試みたい。

駒迎は、東国からの貢馬を逢坂の関まで迎えに行く儀礼であ

る。東国からの貢馬は、基本的に服属儀礼としての性格を持ち、この題材自体に権威性がみられるが、当該歌に付与された意義はそれだけではなかった。当該歌の表現を辿ると強い当代性を指摘できる。本稿ではその点を分析して、当該歌の解釈を再考する。

本論に入る前に、用語の確認をしておく。当該屏風では「こまむかへ」を題としているが、『古今和歌六帖』では「こまひき」の項目に入っており、混乱が認められる。駒迎と駒牽は、儀式的には一連のもので、貢馬を近衛府の使が逢坂の関まで迎えに行くのが駒迎で、その駒を内裏において天皇の前へ牽き出すのが駒牽である。『西宮記』に拠れば、駒迎は駒牽を行う当日になされる。一連の行事のうち、宮中で行われる部分を駒牽といい、迎えに出る部分を駒迎というのである。両者の違いは、次第のどの部分に重心を置いて認識しているかによる。以下、本論では右の使い分けを踏襲する。なお、論中で引用する史料では、宮廷行事に重きを置くため「駒牽」と称しているが、本質的な問題は存しない。

二、先行研究の整理

まず、先行研究における理解を確認する。顕照『拾遺抄注』に、故六条左京兆顯輔の談として次の逸話が記されている。

古物語云、内裏御屏風ニ、搦衣ノカタカキタルトコロヲ兼盛詠云、コロモウツベキトキヤキヌラン。紀時文内記ニテ此歌ヲカ、ムトスル時、此歌イハレズ、イカデカ搦衣シタルカタケルヲミナガラクハヨムベキトテ、筆ヲサシオキタリケレバ被召問作者之時ニ陳申云、ラムト云詞ハマサシクアル事ニモ詠ナリ。貫之駒迎シタル所ニモイマヤヒクラムトコソ詠ジテ侍シ。父ノ歌ヲバ不覚申歟、如何ト責ケレバ、時文閉口云々。是ハ故六条左京兆所談ナリ。

搦衣の屏風絵に、兼盛が「コロモウツベキトキヤキヌラン」と詠んだ。それを眼前にあるもの、すなわち屏風絵に描かれているものに「ラン」を使うことができないと批判された際に、傍線部のように、「あふ坂の」詠を例として、眼前に存在するものであっても「ラン」を用いることができるとしている。

一方、香川景樹『貫之集注』では、

駒ひきわたすかたなるべし。それをしばらくみぬ人のうへになりておもひやりたるがおもしろき也。万葉集に「かはづ鳴かみなび川にかけ見えて今や咲らん山吹の花」といへる歌のしらべによられたるなるべし。かかるやま吹の花などこそあれ、ひくらん駒をそのかけ見ゆらんとまで思ひやるべきにもあらざめれど、もち月の名により、且絵のさまにしたがはれ

たるなりけり。

と釈する。傍線部「しばらくみぬ人のうへになりて」すなわち、仮に現地を見ない人の立場で詠じたと解する。「らん」を視覚外の現在推量として合理化する苦肉の所案である。このように、当該歌では「らん」の理解が重要な論点となった。

現代においても、当該歌に関する研究は少なくない。⁽⁷⁾ 現代の主要な注解釈を示して、論点を抽出しておきたい。

新潮日本古典集成『土佐日記 貫之集』⁽⁸⁾

逢坂の関の清水に、十五夜の月と馬の影とが映っているのが見える。いまや望月の牧の馬が駒牽に引かれていくのである。*「望月(十五夜)」に信濃の御牧「望月」を掛ける。

『貫之集全釈』⁽⁹⁾

逢坂の関の清水に馬体を映して、今、望月の駒を引いているのであるうか。*望月牧の駒迎えは八月二十三日。

新日本古典文学大系『拾遺和歌集』⁽¹⁰⁾

一 満月の影が映る逢坂の関の清水に、姿を見せて、今まさに牽いていることであろう、あの望月の駒を。*望月 信濃。駒の産地。満月を連想し、「影」はその縁語。▼信濃の馬の駒牽きは、望月は二十三日、他は十五日。

『拾遺抄注釈』⁽¹¹⁾

逢坂の関の清水に鹿毛の駒の姿が映って見えて、いま駒迎の官人は引いているだろうか、望月牧の駒を。

まず「かけ」を、月影、馬の姿、馬の種類(鹿毛)のうち、どの意で理解するか。また、「もち月」を掛詞とするか否か。この

ことと連動し、「望月」と、「望月の牧」の駒牽が八月二十三日であることとの齟齬が問題となっている。先述の「らん」と合わせ、以上四点が解釈上の問題となる。

三、貢馬制度と御牧

まず、史料の検討から始めよう。東国からの貢馬は、服属儀礼であると同時に、院権力を支える重要な基盤ともなっていた。⁽¹²⁾それは、馬が軍事利用でき、良馬とは優れた軍事力の象徴でもあったからである。また、馬は引き出物としてやりとりされることもあり、高い価値を有していた。宮廷行事の駒牽では、東国からもたらされた馬を臣下に分け与えること（賜馬）も行われ、君臣の紐帯を結束する行事でもあった。皇統が入れ替わったのち、光孝―宇多―醍醐は年中行事を中心に宮廷儀礼を整備しており、そうした儀礼的側面は軽視すべきではない。

駒牽に関する歴史学の先行研究は、川尻秋生や大日方克己によつてなされている。その中で、馬を献上する御牧について、古くから存在する令制御牧と、後年になって編入された御牧（以下、編入御牧と称する）に分けられることが指摘されている。御牧は勅旨牧とも称され、特に令制御牧は「諸牧」と一括りにされることがある。「あふ坂の」詠を理解する上で、御牧のあり方が大きな問題となる。

駒牽は八月に行われるが、牧により式日が異なる。『西宮記』に拠つて示すと、⁽¹⁵⁾

七日、甲斐真衣野、柏前、卅疋

十三日、武蔵秩父、廿疋

十五日、信濃諸牧、六十疋

十七日、甲斐穂坂、廿疋

廿日、武蔵小野、卅疋

廿三日、信乃望月、廿疋

廿五日、武蔵由比・小川・石川、六十疋、立野、廿疋

廿八日、上野諸牧、五十疋

となる。編入御牧は、四角で困んだ。⁽¹⁶⁾令制御牧とは別立てで貢馬数が規定されているなど、独立した運営がなされていることがうかがわれる。

このうち、『西宮記』が記事を付載するのは七日、十三日、十五日である。この式日は『政事要略』にも踏襲されており、十世紀の実態を伝えているようにみえる。しかし、『延喜式』左馬寮式を閲すると、御牧に関しては、⁽¹⁸⁾

甲斐国〈柏前牧。真衣野牧。穂坂牧〉

武蔵国〈石川牧。小川牧。由比牧。立野牧〉

信濃国〈山鹿牧。監原牧。岡屋牧。平井手牧。笠原牧。高位牧。宮処牧。埴原牧。大野牧。大室牧。猪鹿牧。萩倉牧。新

治牧。長倉牧。監野牧。望月牧〉

上野国〈利刈牧。有馬島牧。沼尾牧。拝志牧。久野牧。市代

牧。大藍牧。新屋牧〉

右諸牧駒者。毎年九月十日国司与牧監若別当人等。臨牧換印。共署其帳。簡繁齒四歳已上可堪用者。調良。明年八月附牧監等貢上。若中貢者。便充駄伝馬。若有壳却混合正税。其貢

上馬。路地之國各充秣藟并牽夫。通送前所。其國解者。主當寮付外記進大臣。經奏聞分給兩寮。闕定其品。

と規定される。貢馬の頭数は、

凡年貢御馬者。甲斐國六十疋（真衣野。柏前兩牧卅疋。穗坂牧卅疋）武藏國五十疋（諸牧卅疋。立野牧廿疋）信濃國八十疋（諸牧六十疋。望月牧廿疋）上野國五十疋

とあつて、式日は規定されていないが、『西宮記』と同様、令制御牧と編入御牧は別立てで貢馬数が設定されている。もつとも、『延喜式』に規定がないとはいえ、令制御牧は早い段階で式日が固定化しており、例えば、『日本三代実録』仁和二年八月十五日条にみえる信濃では、

天皇幸神泉苑觀魚。木工寮獻物。信濃國貢駒。是日依例入京。帝有意閱覽。臨幸此苑。而牧司懈怠。遂不牽來。

とあり、傍線部のように八月十五日が慣例となっており、既に式日意識があつたことがうかがわれる。

しかし、実態を調査すると、「あふ坂の」詠で詠み込まれる望月牧をはじめ、編入御牧では、十世紀前半において式日に揺れが生じている（↓別表参照）。

延喜年間初期の信濃からの貢馬記事を見ると、「御南殿覽信濃駒」〔日本紀略〕延喜八年八月十五日条、「令奏信濃御馬。御南殿覽之」〔同延喜九年八月十五日条、「信濃御馬覽之」〕〔同延喜十年八月十五日条〕となる。仁和二年の記事と同様に、信濃からの貢馬を示すだけであるが、式日はすべて八月十五日であり、やはり令制御牧からの貢馬であろう。その後、『西宮記』所引延喜十二年八月

二十日の記事に、

於清涼殿、覽信濃御馬廿疋。參議定方候。於御前分取解文、主當寮付頭恒佐朝臣。

とあり、大日方は、これを望月駒牽の最古の例とする。「望月」とは明示されないが、『延喜式』や『西宮記』に規定されている「廿疋」を満たすための推定である。さらに、「望月」が明記される例としては、『西宮記』所引延喜十二年九月四日条に、「牽望月御馬。中納言仲平候。於清涼殿令分取」とある。右の記録を見る限り、望月からの貢馬の式日には揺れがある。後述する東国的情勢不安と関係する可能性もあるが、別表を参照しても、同時期の信濃諸牧からの貢馬は遅滞なく行われており、単一の事由によるとは考えづらい。望月からの貢馬が八月二十三日であるという前提は、再検討の必要がある。

四、望月牧の来歴

望月からの貢馬の式日に揺れが生じるのは、この牧の来歴に起因すると考えられる。望月牧の成立に関わる官符が『政事要略』に引用されている。

廿三日信乃国望月御馬事（延喜五年五月九日官符。左牧字廿元卅）

とある。この記事は、従来貢馬数の減免措置と捉えられてきた。²²⁾しかし、焼印を「牧」と指定しており、この官符により望月牧が御牧に編入されたと理解すべきである。同様に御牧に編入される例には、『政事要略』に、

別表 朱雀朝期までの駒牽記事一覧

和暦	西暦	月日	根拠史料	御覧	賜馬	備考
信濃諸牧						
弘仁十四年	823	九月二十四日	紀略	○	○	信濃
天長五年	828	九月十七日	紀略	○	○	信濃
天長六年	829	九月二十二日	紀略	○		信濃
天長七年	830	九月二十二日	紀略	○		信濃
貞観九年	867	八月十五日	三代実録	○	○	信濃
貞観十年	868	八月十五日	紀略	○		信濃
貞観十一年	869	八月十五日	三代実録	○		信濃
元慶四年	880	八月十五日	三代実録	○		信濃
元慶七年	883	八月十五日	三代実録	○		信濃
元慶八年	884	八月十五日	三代実録	○		信濃
仁和元年	885	八月十五日	三代実録	○		信濃
仁和二年	886	八月十七日	三代実録	○		予定日は十五日(三代実録)
仁和四年	888		西			日付不明
延喜五年	905	八月十八日	北			信濃
延喜八年	908	八月十五日	紀略	○		信濃
延喜九年	909	八月十五日	紀略・小野行事	○	○	信濃勅旨
延喜十年	910	八月十五日	紀略・北	○	○	信濃勅旨
延喜十五年	915	八月十五日	西			信濃
延喜十七年	917	八月十五日	世紀			信濃勅旨
延長三年	925	八月十五日	九条殿記			信濃勅旨
延長五年	927	八月三十日	公記抄	○		信濃勅旨
延長八年	930	九月一日	要略		○	信濃勅旨
承平五年	935	九月七日	九条殿記			信濃勅旨
承平七年	937	八月十五日	九条殿記・北・要略	○		信濃勅旨
天慶元年	938	九月七日	世紀・九条殿記			信濃勅旨
天慶三年	940	九月十三日	九条殿記	×		信濃勅旨
天慶四年	941	九月十三日	世紀・要略			信濃勅旨
天慶七年	944	九月十四日	九暦・西・要略			信濃
天慶八年	945	八月十五日	世紀・公記抄			信濃勅旨
信濃望月						
延喜十二年	912	八月二十四日	西	○		信濃(二十疋)
延喜二十二年	922	九月四日	西・要略		○	
延長二年	924	十月十六日	西・要略		○	
承平元年	931	八月二十三日	公記抄・西	○		
承平六年	936	九月五日	西・要略			
天慶元年	938	八月二十三日	世紀			
天慶四年	941	九月十五日	世紀			
天慶五年	942	八月二十三日	要略			
天慶八年	945	八月二十三日	世紀			

武藏諸牧						
貞觀九年	867	八月二十日	三代実録	○		武藏
貞觀十一年	869	八月二十日	三代実録	○		武藏
延喜十九年	919	八月二十五日	公記抄	○	○	武藏勅旨
天慶元年	938	九月十七日	世紀		○	武藏勅旨
天慶四年	941	八月七日	世紀	×		武藏勅旨
天慶四年	941	十一月十日	世紀			武藏勅旨
天慶八年	945	八月二十五日	世紀			武藏勅旨
武藏秩父						
延喜三年	903	八月十三日	要略	○		宇多院領
延喜五年	905	八月十四日	西	○		
延喜十六年	916		河海抄			日付不明
延長三年	925	八月十三日	西	○	○	
承平元年	931	八月十五日	西・小右記			
承平二年	932	九月二十五日	公記抄			
天慶元年	938	九月三日	世紀		○	
天慶四年	941	八月七日	世紀	×		
天慶四年	941	十二月十五日	世紀			
天慶六年	943	八月十三日	西・要略			
天慶八年	945	八月十三日	世紀・公記抄			
武藏小野						
延喜十七年	917	九月七日	紀略	○		陽成院領
延喜十八年	918	八月二十日	西			
承平二年	932	九月七日	公記抄・北			
天慶元年	938	九月八日	世紀			
天慶二年	939	八月二十日	樗囊抄・世紀			
武藏立野						
天慶元年	938	九月十七日	世紀		○	
天慶二年	939	九月七日	世紀	○		
天慶四年	941	八月七日	世紀	×		
天慶八年	945	八月二十五日	世紀			
甲斐諸牧						
天長六年	829	十月一日	紀略	○		甲斐
延喜五年	905	八月二十日	要略	○		甲斐
承平元年	931	八月七日	樗囊抄			甲斐
承平三年	933	八月十七日	樗囊抄			甲斐
承平六年	936	八月七日	世紀			甲斐
天慶元年	938	八月七日	世紀・公記抄			甲斐
天慶四年	941	八月七日	世紀	×		甲斐
天慶四年	941	十一月二日	世紀			甲斐
天慶八年	945	八月七日	世紀・西・北			甲斐
甲斐總坂						
延喜四年	904	八月十七日	紀略	○		

延喜七年	907	八月十七日	紀略	○		
延喜十年	910	八月十七日	西・要略	○	○	
延長五年	927	八月二十日	要略			宇多院領
天慶四年	941	八月七日	世紀	×		
天慶四年	941	十一月四日	世紀・要略・北			
天慶五年	942	八月十七日	九条殿記			
上野諸牧						
貞観十年	868	八月二十八日	紀略	○		上野
貞観十一年	869	八月二十九日	三代実録	○		上野
延喜七年	907	八月二十八日	西・小野行事・北		○	上野勅旨
延喜八年	908	八月二十八日	西・北		○	上野勅旨
延喜十三年	913	九月十六日	西・要略		○	上野勅旨
延喜十五年	915	九月十一日	北・世紀			上野勅旨
延喜十六年	916	八月二十八日	要略		○	上野勅旨
延長元年	923	九月二十五日	要略		○	上野勅旨
延長三年	925	九月二十五日	要略		○	要略「延喜三年」と誤
延長四年	926	八月二十八	西	○		上野勅旨
延長八年	930	八月二十八日	小野行事	×	×	上野・停止記事
承平元年	931	八月二十八日	公記抄			上野勅旨
承平二年	932	九月十四日	公記抄・梶囊抄		○	上野勅旨
承平七年	937	八月二十八日	九条殿記・要略	○		上野勅旨
天慶元年	938	九月八日	世紀			上野勅旨
天慶四年	941	九月二十三日	世紀			上野勅旨
天慶五年	942	八月二十八日	九条殿記			上野勅旨
天慶六年	943	八月二十八日	西・要略			上野勅旨
天慶八年	945	八月二十九日	世紀			上野勅旨
その他・不明						
延喜二年	902	五月三日	紀略・西	○		
延喜十年	910	四月二十八日	西・公記抄	×	×	延引記事
延喜十二年	912	四月三十日	公記抄・江	○		
延喜十二年	912	八月十五日	公記抄	×	○	
延喜十七年	917	四月二十八日	紀略	○		
延長五年	927	五月三日	紀略・西・公記抄・小野行事	○		
天慶二年	939	九月七日	世紀	○		武蔵由比
天慶七年	944	五月三日	紀略・九条殿記	○		
天慶八年	945	四月二十八日	公記抄			

根拠史料略号:三代実録=『日本三代実録』、紀略=『日本紀略』、世紀『本朝世紀』、西=『西宮記』、要略=『政事要略』、北=『北山抄』、小野行事=『小野宮年中行事』、江=『江家次第』、梶囊抄=『梶囊抄』、公記抄=『貞信公記抄』、九曆=『九曆』、九条殿記=『九条殿記』、小右記=『小右記』、河海抄=『河海抄』

御覽・賜馬は、○は記事のあるもの、×は行われない場合、空欄はどちらか不明な場合。

廿日武藏小野御馬事^古 扨字冊（承平元年十一月七日為勅旨）があり、承平元年に編入されている。小野牧は、『日本紀略』延喜十七年九月七日条に、

陽成院以武藏国小野牧駒卅疋引進給。天皇御仁寿殿御覽之後。十八疋返奉彼院。

とあり、元は陽成院の所有であった。また、『政事要略』所引承平三年四月二日の太政官符にも、「應以朱雀院秩父牧。為勅旨牧以八月十三日定入京期事」とあり、秩父牧も承平三年に御牧に編入されている。秩父牧は『政事要略』所引『西宮記』逸文に、

延喜三年八月十三日。貢進秩父御馬。依宇多院供馬。不召上卿。御覽之後給左右馬寮^古了。

とあって、元は宇多院の所有であった。承平三年の官符では「朱雀院」とあるが、これは醍醐のことで、宇多から醍醐へ相続された牧である。

これらは、いずれも承平年間の例であるが、『類聚三代格』所収延喜五年六月二日の太政官符に、「停廢後院事」があり、後院の廃止方針が決定されている。先の望月牧の官符は、この官符よりも早い⁽²⁴⁾が、『日本紀略』延喜五年五月廿八日条に、「廢後院鷹」⁽²⁴⁾とあり、これも官符よりも早くに後院が廃止されており、延喜五年に後院の縮小が図られていたとみてよい。望月牧の御牧編入は、延喜五年の後院縮小施策の一環と考えられる。これは、ほかの御牧編入より早く、現存資料中最古の例である。

なお、大日方は延喜四年に宇多が仁和寺に遷御することを考慮⁽²⁵⁾している。しかし、春名宏昭が指摘するように、後院と院は区別

すべきであり、延喜五年の官符はあくまで天皇の私的財産として後院整理と理解するのが穏当である。後年に至るまで宇多が秩父牧を保持していた事実もあり、後院整理と宇多の動きとは無関係であろう。望月牧に関しては、醍醐の後院とする川尻の推定⁽²⁷⁾が妥当である。後院の整理は、延喜二年に出された莊園整理令との関わりもあるだろう。貴族の私有地の整理は、そのまま財務整理にあたり、延喜五年に天皇の私財である後院を整理することで、それを徹底させる意図があったとも考えられる。

一方で、貢馬数を、元は三十疋だったのを二十疋に減免している。当時の東国は、後に勃発する平将門の乱の兆候が出来つつある時期で、中央権力と在地勢力がせめぎ合う地であった。例えば、『扶桑略記』裡書の昌泰四年二月十五日条には、

奉幣諸社。自去寛平七年板東群盜発向。其内信乃上野甲斐武蔵尤有其害。御析也。

とあり、寛平年間から既に世情は不安定であった⁽²⁸⁾。貢馬数の減免は、在地の負担を軽くすることで、牧の安定的な運営を目指したものと理解できよう。

御牧編入の経緯は右のように把握できるが、当時においては、それをどのように運用するかが模索されたはずである。先掲『西宮記』所引延喜十二年八月二十日の記事では、望月牧は独立性を持った捉え方はなされておらず、儀礼的にも信濃のほかの御牧に合流することが想定されたのだろう。残存資料が少なく、詳細な展開を辿ることは困難だが、結果として、望月牧の独立性は保持され、ほかの御牧編入の先蹤となる。御牧編入時の扱いに不確定

要素があったことには留意すべきである。

望月牧が御牧となったのが延喜五年であるならば、延喜六年に製作された屏風に、貫之がわざわざ「もち月の駒」を詠み込む意図、そして「あふ坂の」詠自体の解釈は、再検討する必要がある。ここで最も重要なことは貢馬の開始年次である。それは延喜五年ではあり得ない。先掲『延喜式』に示されるとおり、貢馬に際しては前年九月に良馬を選び、そこから約一年かけて調教して都へ送り出す。従って、延喜五年五月の官符により編入されたとするれば、貢馬は早くも翌年八月となる。つまり、延喜六年内裏月次屏風では、同年に開始される行事を詠み込んでいることになる。もつとも別表のとおり、令制御牧からの貢馬は早くから行われているから、駒牽それ自体は当代に特化した儀礼ではない。詠歌に「もちづき」を詠み込むことで、はじめて強く当代性を表出できるのである。

馬の産地は、編入御牧であれば焼印によって判明するが、屏風絵においては、焼印まで詳細に描かれたとは考えがたく、どの牧からの貢馬かは判別できなかっただろう。貫之が「もち月の駒」と提示することで、画中の馬の産地が望月であると特定されるのである。確認したように、信濃の令制御牧の貢馬は、九世紀後半には既に八月十五日と認識されていた。一方で、望月からの貢馬の式日には揺れがある。御牧編入の官符でも『政事要略』に引かれた部分に式日が明記されておらず、延喜五年時点では令制御牧に合流するのか、独立した運営がなされるのか、その処遇が確定していなかったのだろう。そのため、貫之は令制御牧へ合流する

と想定し、八月十五日の貢馬として詠歌したと考えられる。

五、駒迎の時刻と和歌

残る「あふ坂の」詠の問題には、月の存在が関わる。ここまで述べてきたとおり、当該屏風では、現実の儀礼を意識的に取り入れている。よって、まず儀式書を閲し、駒迎の時刻を考えたい。駒迎についてもつとも早く記す『西宮記』には、

駒迎事（重服之人不迎。以服鞍不被御馬之故也。取御馬時、雖重服人、無他將者猶可取。天徳八年八月七日、於仁寿殿前、取真野御馬。時左中将伊尹例也。）

前一日、諸牧駒到来之由、自主当寮申事由於近衛府。近衛府差使、告示理巡之將及傍府。當日、鷄鳴、使將率一員官人迎御馬。へ出立之時、有酒肴粥事。帰後有餅手等事。近衛・馬寮各四府相迎、令舍人等騎御馬、見其躰也、へ归来之後參内、取御馬之儀、見年中行事也。

とあり、傍線部のように、当日の「鷄鳴」に迎えることがわかる。関について規定する『養老令』関市令関門条では、「凡関門。並日出開。日入閉」と規定されている³²。逢坂の関は延暦十四年に一度廃されるが、天安元年に復活している³³。駒迎は、法制的には、夜明けとともに、日のあるうちに行われる儀礼なのである。しかし、「あふ坂の」詠をはじめとして、駒迎を詠む和歌の多くは夜の情景を詠むとされる³⁴。なぜ、このような差異が生まれるのか、屏風歌で駒迎を詠む場合の時間感覚に關するものを披見して検討しよう。A～Eは望月の駒を詠むもの、F G Hは望月以外の駒迎

詠のうち、時刻に関わる表現を有する用例を抽出したものである。⁽³⁵⁾

A さやかにみえずぞありける逢坂のこまよりみゆる望月の
かげ (忠見集Ⅰ・村上朝期屏風八月、逢坂こまひく・二三)

B 今日生まれ相坂山の山のはまづいできぬるもち月のこま
(順集・年次未詳屏風歌・八月、こまひき・二二〇)

C 逢坂にむかへぞきつる望月のこまのあしとく人にさきだち
(能宣集・忠君屏風・八月、こまむかへする所・一四〇)

D 足引の山ちとほくや出でつらん日たかくみゆる望月のこま
(兼盛集・頼忠家紙絵・二二五)

E 望月の駒ひく時は相坂のこのしたやみも見えずぞ有りける
(惠慶集・某所屏風・八月、相坂にこまむかへ・一一)

F 武蔵野の駒むかへにや関山の峽よりこえて今朝はきつらん
(順集・忠君屏風・八月、こまむかへ・二三三)

G 何にわれよはにきつらん相坂の関あけてこそ駒も引きけれ
(順集・高明大饗屏風・八月、またあふさかの関にこまむかへにゆ
く・一七七)

H 走りぬのほどをしらばや逢坂の関ひきこゆるゆふかげの駒
(元輔集Ⅲ・年次未詳屏風・七〇)

A は「こま」は木間と駒の掛詞である。そこから「もちづきのかげ」が見えることを、「さやかにみえず」、はっきりとは見えな
いとす。表現的には、木の間から見える月の光がはっきりと
見えないように、実際には、光を発しない馬であるから、はつき
りとは見えないことを表現している。この「もちづきのかげ」は、

『忠見集Ⅱ』では、「もちづきのこま」の本文であり、主意として
は馬の姿を指すとみられる。してみると、月の姿は修辭により暗
示されているに過ぎない。

B は「今日生まれ」と今日という日付を強調することで、満月
である八月十五日の駒迎において、「もち月のこま」を迎えるこ
とを効果的に表現している。そのなかで、「まづいできぬるもち
月のこま」と、月より先に馬の姿が見えていることを詠むが、「こ
ま」を最後に置くことで、現れたのが月であるかのように提示し、
重層的な世界を表現している。ここで描出される世界は、十五日
で月の出ていない時間帯だから、まだ日のある時間を詠んでいる
といえよう。

C は二句切れで倒置になっている。「望月のこまのあしとく人
にさきだち」は、四句部分が比喻表現となっており、満月が駒の
ように足早に、人に先だつての意となる。『能宣集注釈』⁽³⁶⁾では「望
月のこま」を主語と解するが、初二句との関係性から従いがたい。
この歌は、倒置で初句に戻るので、「逢坂にむかへ」に来ている
のは、人より先に駒を迎えに現れたもの、すなわち、月である。

なお、『能宣集Ⅲ』では、三句以下が「もちづきのあかつきかけ
におどろかれつ、」とあり、満月の明け方の光にはつと時刻を気
づかされつつ、急かされて官人が関に辿り着いたことになる。い
ずれも人よりも先に月が現れたことを表現しているが、上句の主
語が、月になるか駒迎の官人になるかは異なる。

D は朝、太陽が東の山から昇るように、望月の駒も早朝に逢坂
の関を発ち、昼に京内にやってくる。望月の駒であるが、日が高

く昇っているように見えると詠むことで、今まさに山路から出てきた望月の駒を賞賛する。この修辞も、逢坂での駒迎が早朝に行われ、その馬が昼には京内にやって来ることを示唆している。

Eの「このしたやみも見えずぞ有りける」は、その名も望月の駒が通ること、「やみ」に光が差して、闇が見えなくなるといふ機知によるもの。こうした表現は画面に光源である月が描かれていないからこそ成立するものである。このように望月の駒を詠む屏風歌を辿ってみると、修辞を用いて夜の情景を現出していることがうかがわれる。

Fは駒迎のために関を越えて「今朝はきつらん」とあるから、朝の情景である。Gは「何にわれよはにきつらん」とあり、夜の情景であることを言明するが、それに対しなげ関の開かない夜にやってきたのかと疑義を呈している。F Gから、駒迎は昼に行う儀礼であると認識されていたことがわかる。Hは「関ひきこゆるゆふかげの駒」とあり、夕方を想定しているが、これも望月の駒と同様、「ゆふかげ」を用いた修辞によつて時間を現出させている。

F Gから、駒迎が昼に行う儀礼であることは間違いない、法制的にも矛盾はない。むしろ、問題はそのほかの例で、修辞によつて時間を付与していることである。特に望月の駒の場合、その呼称ゆえに、夜の情景を現出させるように詠まれている。それは、当時における日本の絵画では、夜の情景であっても背景を黒く塗りつぶすことはなかったと考えられ、夜であることを示すには、篝火などの小道具を配するか、月を描くことになるからである。つまり、夜の情景は、駒迎の行事実態や屏風絵に由来するもので

はなく、和歌の修辞を介して現出するのである。

六、貫之詠の描く世界

一方で、「あふ坂の」詠の構成は、先掲の『貫之集注』などが指摘するように、次の万葉歌を用いている。

河津鳴 甘南備河内 陰所見 今香開良武 山振乃花

かはづ鳴く 神奈備川に 影見えて 今か咲くらむ 山吹の

花 (卷八・厚見王・一四三五)⁽³⁹⁾

この歌は後代に大きな影響を与え、高松寿夫は「らむ」に着目しながら、一首全体が「想像の景をうたう」と評する。「あふ坂の」詠と表現面を比較すると、水辺に「影見えて」という情景、「今くらむ」体言止という構成ともに一致率が高い。なお、「あふ坂の」詠では、「今か」を「今や」に替えている。これは、貫之撰の『新撰和歌』において厚見王歌は、「いまやさくらん」となっており、現存諸本に異同はなく、貫之が「今や咲くらん」と訓んでいた可能性がある。そうであれば、「あふ坂の」詠との一致率はさらに高くなる。貫之が厚見王歌を意識しているのは間違いない。しかし、高松も指摘するとおり、「らむ」の詠法において厚見王歌と古今集時代の和歌とは径庭がある。貫之周辺の「らん」の用法を検討してみよう。

I 袖ひちて掬びし水のこほれるを春立つけふの風やとくらむ
(古今集・春上・はるたちける日よめる・紀貫之・二)

J 三朶山をしかもかくすか春霞人にしられぬ花やさくらむ
(古今集・春下・はるのうたとしてよめる・つらゆき・九四)

Kもみちばのながれてとまるみなとには紅深き浪や立つらむ
（古今集・秋下・二条の後の春宮のみやす所と申しける時に、御屏
風にたつた河にもみちながれたるかたをかけりけるを題にてよめ
る・そせい・二九三）

し夏山のかげをしげみや玉鉾のみちゆき人も立ちとまるらん
（貫之集・延喜五年定国四十賀屏風・二）

いずれも当該屏風に先行する用例で、Iは「袖ひちて掬びし水」
の現状を想起する歌、Jは霞を隔てた世界を想像する歌、Kは屏
風絵を題材として詠んだものだが、屏風絵の外側である「みなと」
を現出させている。これらは眼前にない世界を想起するために
「らん」を用いているといえよう。この中で異質なのがJで、屏
風を見る人の視点から、山陰を発ちあぐんでいる人の様子を詠ん
でいる。こうした屏風歌に特有の視点に注意すべきだろう。

「あふ坂の」詠では、結句に「もち月」ということばを配する
ことよって夜の情景を現出させ、三句の「かげ」にも月影の意
味が浮かび上がるように構成している。はじめから夜の情景を描
いた屏風絵に対し、このような修辞を施しても意味がない。夜の
情景が「もち月」ということばによつて現出するからこそ、その
効果が十全に發揮される。こうすることで、屏風に表現された
「今」という時間がどの時間帯であるのか、解釈に幅が出るよう
に表現している。つまり、歌と屏風絵を同時に享受する、屏風を
見る人の視点からの詠作なのである。厚見王歌が神奈備川の三つ
の景物、「かはづ」「影」「山吹の花」を「今」という単一の時間
の中で描くとは異なる。むしろ、表現方法の差異によつて「あ

ふ坂の」詠の持つ時間表現の特性を際立たせているといえよう。

以上を踏まえて通釈すると、

逢坂の関の清水に馬の姿が映つて、今まさに牽いているだろ
うか、あの望月の駒を。

となる。訳出していない―できない―流れの中に月影と望月が存
在している。

その時、「関のし水」に映つた月に着目していることも見逃せ
ない。これは屏風絵に描かれない月を現出させる手法である。屏
風歌において水面に映る景物は数多く詠まれるが、実際の屏風絵
の水面には何も描かれていなかったと考えられ、屏風絵における
水面は、ないものを現出させる空間となる。だからこそ、「関の
し水」の中に「かげ」が見出されるのである。

このように、屏風歌でも屏風絵でも、昼なのか夜なのか、時間
の曖昧な世界が描出される。享受する上では、双方の丹念な読み
取りが要求される。「あふ坂の」詠は、屏風歌の持つ特徴を最大
限に生かした作である。貫之は、「望月の駒」という時宜を得た
表現を詠み込みつつ、精緻な表現世界を構築しているのである。

七、結語

望月牧の形成を辿り、新たに「あふ坂の」詠の解釈を試みた。
まず、望月牧が延喜五年に御牧に編入されたものであることを確
認し、初度の駒迎が延喜六年であることを指摘した。また、その
式日は延喜六年時点において、信濃国からの貢馬と合流して八月
十五日と想定されたことを確認した。現在、望月牧からの貢馬は

八月二十三日と考えられているが、御牧に編入された段階では運用が模索されていたとみるべきであろう。

以上の検討を踏まえて、歌の解釈を行った。「もち月の駒」を持ち込むことで、屏風に当代性を与えることだけが、貫之の狙いではなかった。後統の駒迎題の検討から、夜の情景は和歌の修辭によって現出することを推定した。それゆえ、「かげ」は馬の姿が本義である。しかし、夜の情景が読み取れること自体は否定しない。結句に「もち月の駒」を配することで、月影の「かげ」と満月の「もち月」が浮かび上がる。そこには、夜の情景が底流しているものの、あくまで伏流であり、一首の主旋律ではない。単一の時間軸を持つ厚見主歌の構成を用いることで、重層する時間軸を効果的に提示している。こうした二面性のある歌を屏風に付すことで、屏風絵と屏風歌を往還して味読し、屏風の世界を堪能できるように企図したのである。

延喜六年内裏月次屏風は、当代において制度的変遷のある時事情の高い題材を取り込みながら構成されている。同様の背景を持つ題材に鶴飼がある。鶴飼も駒迎と同じく当該屏風ではじめて話題となったものであり、小川宏和によって延喜六年以前に御厨子所の管理下に移ったことが指摘されている。⁽⁴⁷⁾ 当該屏風における当代性の重要性を示唆している。詠歌内容も、現実の次第と符合するように詠まれている。貫之は「望月の駒」を詠み込むことで一首に当代性を付与しながら、同時に巧みな手際により自立して賞翫できる和歌世界を提示してみせたのである。

〔注1〕『貫之集』は、田中登編『校訂貫之集』（和泉書院 昭和六二年）に拠る。

〔2〕荒井 a 「延喜六年内裏月次屏風歌攷―「臨時祭」をめぐって―」（平成二八年度中古文学会春季大会発表）、b 「子日の行事と屏風歌」（平成二八年度和歌文学会七月例会発表）、c 「延喜六年内裏月次屏風攷―仏名の設題をめぐって―」（『文藝と批評』二二―二七 平成三〇年五月）。

〔3〕拙稿「宇多・醍醐朝の文化施策」（『文藝と批評』二二―二五 平成二九年五月）。

〔4〕高橋富雄「古代東国の貢馬に関する研究」（『歴史』一七 昭和三一年一〇月）二二頁。

〔5〕『拾遺抄注』は日本歌学大系別巻に拠る。なお、同じ説話は『袋草紙』に十訓抄『古今著聞集』にも載る。

〔6〕『貫之集注』は田中登編『校訂貫之集』（和泉書院 昭和六二年）に拠る。

〔7〕上條彰次「貫之「望月の駒」詠考」（『中世和歌文学論叢』和泉書院 平成五年）、小池博明『和歌九品』望月駒詠の表現構成（『表現研究』七七 平成一五年三月）、中野方子「貫之の歌と漢詩文」（『平安前期歌語の和漢比較文学的研究』笠間書院 平成一七年）など。

〔8〕木村正中 新潮日本古典集成『土佐日記 貫之集』（新潮社 昭和六三年）。

〔9〕田中喜美春・田中恭子『貫之集全釈』（風間書房 平成九年）。

〔10〕小町谷照彦 新日本古典文学大系『拾遺和歌集』（岩波書店 平成二年）。

〔11〕竹鼻績『拾遺抄注釈』（笠間書院 平成二六年）。

〔12〕川尻秋生『古代東国史の基礎的研究』（塙書房 平成一五年）四〇六頁。

〔13〕注〔3〕の拙稿。

〔14〕注〔12〕川尻著、大日方克己『古代国家と年中行事』（講談社学術文庫 平成二〇年）。

- (15) 『西宮記』は神道大系に拠る。
- (16) 認定は注(12)川尻著三九〇頁に拠る。以下も同様の処理を施した。
- (17) 『政事要略』は新訂増補国史大系に拠る。『政事要略』では各日に記事が付帯するが、記事の濃さはまちまちで、次第をすべて示すものから、先例の集積に終始するものまでさまざまである。
- (18) 『延喜式』は新訂増補国史大系に拠る。
- (19) 六国史は新訂増補国史大系に拠る。
- (20) なお、仁和二年の貢馬は、『日本三代実録』八月十七日条に「天皇御紫宸殿、覽信濃国貢駒。」とある。
- (21) 注(14)大日方著一九六頁。
- (22) 『大日本史料』同日条、『信濃史料』(第二巻 信濃史料刊行会昭和二十七年)同日条。
- (23) 『類聚三代格』は新訂増補国史大系に拠る。
- (24) 『日本紀略』は新訂増補国史大系に拠る。
- (25) 注(14)大日方著一九七頁。なお、宇多の出家は昌泰二年である。
- (26) 春名宏昭「平安期太上天皇の公と私」『史学雑誌』一〇〇—三三 平成三年三月) 四六頁。
- (27) 注(12)川尻著三九一頁。
- (28) 『扶桑略記』は新訂増補国史大系に拠る。
- (29) 注(12)川尻著四〇七、四〇八頁及び注(14)大日方著一九七頁。
- (30) 令制御牧は「官」で統一され、編入御牧は「牧」ことに定められる(注(12)川尻著三九〇頁)。
- (31) 『養老令』は日本思想大系「律令」に拠る。
- (32) 『日本紀略』延暦十四年八月十八日条。
- (33) 『日本文徳天皇実録』天安元年四月二十三日条。
- (34) 注(7)の上條論、小池論、中野論、注(8)木村著、注(10)小町谷著など。
- (35) 和歌資料は特に断らない限り新編国歌大観に拠り、私家集の異本を参照する場合のみ新編私家集大成を用いた。

- (36) 増田繁夫『能宣集注釈』(貴重本刊行会 平成七年)。
- (37) すこし時代の下る平安後期の例であるが、出光美術館所蔵『伴大納言絵巻』では、応天門からの出火が夜の出来事にもかかわらず、画面は昼のそれと大きな差がない。
- (38) 家永三郎『上代倭絵全史』(名著刊行会 平成一〇年、初版昭和一七年) 一一五頁。
- (39) 『万葉集』は新編日本古典文学全集に拠る。
- (40) 高松寿夫「後期万葉自然詠の一特色」『上代和歌史の研究』(新典社 平成一九年)。
- (41) 迫徹朗「王朝文学の考証的研究」(風間書房 昭和四八年) 参照。なお、同書校本の底本(元禄版本)のみ「か」と傍記するが、『万葉集』との校合であらう。
- (42) なお、『校本萬葉集』の底本(寛永版本)は「今哉開良武」で「いまやさくらむ」と訓むが、古写本は一致して「今香開良武」であり、後代定型句の「今やくらむ」によって校訂したと想定される。
- (43) 注(40)高松著四三六頁。
- (44) 屏風歌における視点の問題は、中島輝賢「屏風歌歌人紀貫之の詠法」(『国文学研究』一三二 平成二年一〇月)に詳しい。
- (45) 大岡信「紀貫之」(筑摩書房 昭和四六年)、長谷川政春「紀貫之論」(有精堂 昭和五九年)、神田龍身「紀貫之」(ミネルヴァ書房 平成二年)などの貫之の屏風歌論で中核をなすとされる詠法である。
- (46) 注(45)神田著五二頁。
- (47) 小川宏和「平安時代の貢鶴と供御鶴飼の成立」(『史観』一七四 平成二八年三月) 二二頁。

〔付記〕 本稿は、平成二八年度早稲田大学国文学会秋季大会における口頭発表「延喜六年内裏月次屏風攷―「こまむかへ」をめぐる―」に基づいて成稿したものである。